

別記①令和4年度離職者等委託訓練計画(補足資料)

(1)企画提案について

企画提案は、1つの訓練分野（実施地域）につき、1つの訓練科目を提案するものとする。ただし、「情報ビジネス（中濃、東濃（恵那・中津川）、飛騨）」、「CAD（岐阜）」については、同一の「訓練分野（実施地域）」の中で、複数の訓練科目を提案することを可とする。その場合、訓練科目ごとに企画提案書を作成すること。

【例】実施計画数45人、定員15人×3コース、開講月（6月、9月、1月）、訓練期間3～5ヶ月の場合、下記のような提案パターンも可能であるが、提案書は科目ごとに作成する必要がある。

提案書 1 : CAD機械設計科（訓練期間3ヶ月）×1回（9月開講）

提案書 2 : CAD機械設計科【実習付き】（訓練期間5ヶ月）×2回（6月、1月開講）

(2)訓練分野「情報ビジネス+ IT活用」について

「情報ビジネス+ IT活用」には、以下の①～③の内容を盛り込むこと。①～③の具体的なカリキュラムは、「実際に役立つIT活用力習得コース」の仕様書別紙3「モデルカリキュラム及び補足資料」を基に作成すること。

- ① 世の中にどのようなITがあり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているのか、どのような場面で活用されているのかについて理解する。
- ② 従事する業務の課題解決場面に有用なITを選定し、目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力を習得する。
- ③ ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識を習得する。

(3)訓練分野「情報ビジネス（就職氷河期世代）」について

「情報ビジネス（就職氷河期世代）」は、主な対象者を就職氷河期世代として（対象者を同世代のみとするものではない。）、パソコンスキルを身に付け、正社員として就職することを目指すものとし、以下の①～④の内容を盛り込むこと。また、①と③についてはグループワークを必ず行うこと。

なお、訓練受講者の選考においては、県と協議の上、就職氷河期世代が優先される方法により行うこととする。

また、訓練修了後3ヶ月以内においては、訓練受講者の就職促進に努めるとともに、就職者の定着を図るため、就職後の悩み相談があった場合は適切な助言等を行うこと。

- ① 仕事の基本を学ぶ
 - ・ ビジネスマナー及び職場でのコミュニケーションを円滑にするために必要な能力を習得する。
- ② パソコン実習
 - ・ Word、Excel、PowerPoint等を使用して、実践的なビジネス文書を作成する能力を習得する。
- ③ 就職試験及び面接対策
 - ・ 就職試験及び面接の対策に必要な講義を行い、就職活動に必要なスキルを習得する。
- ④ 企業実習
 - ・ 訓練受講者と企業をマッチングのうえ、企業において2週間以上の実習を行い、職場における実践能力を習得する。

(4)訓練分野「産業人材育成」について

- ・ 事業者の提案により、訓練分野を定めることとする。提案する訓練分野については、下記a～cのいずれかに該当すること。また、自動車免許（大型、中型、大型特殊、牽引等）の取得に関するものは対象外とする。
 - a) 需要の拡大が期待される航空宇宙、医療福祉機器、次世代エネルギー等の成長産業
 - b) 県の主要産業である製造業（金属加工、機械加工、電気設備等）
 - c) その他、地域の産業や、求人・求職者双方のニーズがある産業
- ・ なお、cについて、県で設定する訓練分野に該当しない訓練分野を提案すること。例外として、複数の訓練分野を組み合わせた訓練コースの提案を認める。（ただし、情報ビジネス、総務・経理事務、医療事務同士の組合せは除く。）

(5)「IT資格コース」について

- ・ 訓練分野「web プログラミング」及び「新情報産業」においては、取得目標とした資格等の資格取得率及び就職率の目標を達成した場合に、委託費（IT訓練促進費）上乗せの対象となる「IT資格コース」として実施することも可能とする。
- ・ 事業者は、取得目標とする IT スキル標準（ITSS）レベル 1 以上の資格について、NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS のキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」から選定し、提案内容整理票及び企画提案内容に明記のうえ提案するものとする。（例：OCJP Silver、LPIC レベル 1、CCNA、PHP 技術者認定初級試験、IT 検証技術者レベル 1、基本情報技術者など）
※ITSS のキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップの取得を希望される方は、県において配布しますのでお申し出ください。
- ・ 目標とする資格は、複数も可とする。
- ・ 訓練生の募集に当たっては、当該資格の取得を目指す訓練コースであることを募集案内等に明記すること。

(6)訓練分野「IT 活用」について

- ・ 「IT を使いこなす力」の習得を目的とし、下記の者を主な対象者とする（対象者を制限する趣旨ではない。）。
 - a) PC を過去の業務又は日常生活で使用したことがあり、起動方法やキーボード等の使い方など基本的な操作を行える者
 - b) 電子メールやウェブブラウザなど汎用的なアプリケーションを使用したことがある者
- ・ 訓練には以下の①～③の内容を盛り込むこと。具体的には、「実務に役立つ IT 活用力習得コース」の仕様書 別紙 3 「モデルカリキュラム及び補足資料」を基に実施すること。
 - ① 世の中にどのような IT があり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているのか、どのような場面で活用されているかについて理解する。
 - ② 従事する業務の課題解決場面に有用な IT を選定し、目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力を習得する。
 - ③ IT を安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識を習得する。

(7)託児サービスの設定について

託児サービスの設定が必須でないコースに任意で設定することは可能。その場合、託児定員は最少 1 人から任意の数とする。

(8)「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」について

育児等との両立に配慮した再就職支援コースとは、育児や介護等との両立のために訓練設定時間に配慮が必要な者を対象としており、「知識等習得コース」において設定が可能。具体的には次のとおり。

- ・ 訓練対象者を「育児等により、1 日あたりの職業訓練の受講時間に一定の配慮が必要と認められる者（乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に就学している子を養育する者、家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 5 号に規定する家族をいう。）を介護する者、その他特に配慮を必要とする者）」に限定すること。
- ・ 訓練時間は、1 日 4 時間、週 5 日を標準として、1 月あたり 80 時間を標準とすること。ただし、総訓練期間は、別記①実施計画に定める訓練期間を 1 ヶ月延長することができる。
- ・ 訓練実施経費及び託児サービスを設定した場合の託児サービス経費にかかる訓練生 1 人当たりの月額単価の上限は、他の知識等習得コースと同じとする。

(9)オンラインによる訓練について

令和 2 年度に委託訓練実施要領が改正され、訓練の実施方法としてオンライン（通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの）による訓練が認められたため、次の要件を満たす場合には、一部オンラインによる訓練を実施することが可能。

なお、オンラインによる訓練を実施する場合は、企画提案書に明記すること。

- ・ 学科の科目について、オンラインによって行うことができる。加えて、令和 5 年 3 月 31 日までの間に開講する訓練コースについては、実技の科目についてもオンラインによる実施を可能とする。ただし、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。
- ・ 「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることを WEB カメラ、個人認証 ID 及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とする。
- ・ 通所による訓練の時間を総訓練時間の 20% 以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。
なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。
- ・ オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。

- ・ オンラインによる訓練の受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）について、訓練生に無償で貸与できない場合においては、訓練生が自ら用意する又は有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。
- ・ オンラインによる訓練の受講に必要な設備・推奨環境（委託先機関において用意する設備等があれば、その設備等を含む。）、パソコンスキル等の内容は、訓練生募集案内等に明記するほか、訓練説明会等においても説明すること。

【留意事項】

本事業は「国と県との協議が整うこと」を前提に事業化される停止条件付き事業であるが、(9)のうち実技科目のオンラインによる実施については、令和3年度までの時限措置とされており、国は令和4年度の継続について検討中である。

このため、令和4年度に国が実技科目のオンライン実施を認めない場合は、実施しないことになるためご留意願います。